

Title	大蔵大臣の経済観を評す
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.6 (1914. 7) ,p.665(39)- 680(54)
JaLC DOI	10.14991/001.19140701-0039
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140701-0039">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140701-0039</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

生産に關係せざる凡ての階級の負擔と將た其納税能力とに何等顧慮する所なく、唯單に己が階級の負擔のみを全廢せんと狂奔するは正に國家を忘れ國民の義務を思はざる非國民的行動と評す可きのみ。要するに社會の各階級が自家の利益を追及するは可なり、然れども他の階級若くは第三者を害せざる用意の存する場合にのみ全體の利益は之に依りて到達せらる可しと雖も、自家の利害に急にして他を顧るの暇なき場合には茲に階級間の衝突を來さずむば止まざるなり。農業と商工業の衝突の如き之を衝突せしめんと欲せば何程にても衝突せしめ得可く、將た之を調和せしめんと欲せば相互の理性的發展を計るの外なしと知る可きなり(完)

## 大藏大臣の經濟觀を評す

高城 仙次郎

### 一 緒 言

去月十日農商務省會議室に於て開催せられたる全國代表的實業家招集會の席上にて若槻大藏大臣は我國民經濟の現状に就きて一場の演説を試みたり。此演説の主意は先々月十五日に召集せられたる地方官會議の席上に於ける同大臣の訓示演説の如く政府の財政々策を説明するに非ずして、經濟學の見地より我國特有の經濟現象を究明するに在りたるが如し。

實際の影響より之を論ずれば、政府の財政々策は經濟現象の學理的説明よりも遙かに重要なりと雖も、政府の政策は其當否の如何を論せず政府同情者に依りて謳歌せらるゝと同時に反對派に依りて猜疑の眼を以て目せらるゝの常なるを以て、假令其政策の論據に誤謬の潜在するものあるとも、直ちに批評家の爲めに指摘せらるゝの傾向ありて従つて當局者の謬論は世論を毒すること多からず。されど

之に反して當局者の經濟觀は財政論の如く反對派の注意を惹くこと少なく、而かも一種の權威を以て俗間に行はるゝの傾向あるものなり。特に今回の如く數百名の有力なる實業家に注入せられたる大藏大臣の經濟觀は直接間接に全國實業家の意見を支配するに至るべし。されば若し若槻大臣の説にして正鵠を得たるものならば則ち已む。然りと雖も若し多少の謬論を含有するとせば、其影響する所蓋し尠少に非ざるべし。故に吾人の如き經濟現象の學理的講究に従事する者は斯かる重要なる感化力を有する所謂權威ある經濟觀が果して正確なるものなるや否やを討究し、若し謬見を含めりとせば、之を指摘するを以て吾人の義務と爲さざる可からず。是れ余が自己の寡聞短才を顧みず、前記大藏大臣の演説中の主要なる二三の事項に就きて左に愚見を開陳せんと欲する所以なりとす。

## 二 國力増進の大勢

大藏大臣は冒頭我國運が最近十年間に於て長足の進歩を遂げたることを指摘し、我國力増進の大勢を示すに足るべきものとして左の比較統計表を呈示せり。

項目	十年前		最近		最近十年間發達	同上割合
	三十三年末	三十四年末	三十四年末	三十五年末		
輸出入總額	三、六〇、九七〇	三、六〇、九七〇	一、三、八、八七〇	一、三、八、八七〇	七五、二五、八六〇	二、三、五
會社數	八、六三三	八、六三三	一、三、八、八七〇	一、三、八、八七〇	五、二五、八六〇	六、一三
會社拂込資本額	三、五、七、七三三	三、五、七、七三三	一、七、五、六、〇〇〇	一、七、五、六、〇〇〇	八七、八四、一〇〇	九、九
郵便貯金高	三、四、七、三二一	三、四、七、三二一	一、九、一、八、三三三	一、九、一、八、三三三	一、四、四、七、二、三三	五、三、四
銀行預金高(日銀政府預金を除く)	三、五、五、九、一〇三	三、五、五、九、一〇三	一、九、四、四、四、四三	一、九、四、四、四、四三	一、四、四、七、二、三三	一、七、九、七
手形交換高	三、五、四、二、七三三	三、五、四、二、七三三	一、〇、四、〇、二、三三三	一、〇、四、〇、二、三三三	六、八、六、九、七、三六	一、八、九、三
生絲產額	三、〇、九、〇、〇〇〇	三、〇、九、〇、〇〇〇	三、〇、九、〇、〇〇〇	三、〇、九、〇、〇〇〇	一、〇、八、四、四、四	八、九、五
綿絲產額	六、四、八、九、九三三	六、四、八、九、九三三	六、四、八、九、九三三	六、四、八、九、九三三	六、四、八、九、九三三	七、六
電氣(落成濟發電力)	四、三、三、三三	四、三、三、三三	四、三、三、三三	四、三、三、三三	四、三、三、三三	九、四、四、五
石炭消費額	六、四、〇、七、七三	六、四、〇、七、七三	三、三、四、七、七三	三、三、四、七、七三	六、四、六、二、三	二、〇、七、四
鐵道哩數	四、三、三、三三	四、三、三、三三	四、三、三、三三	四、三、三、三三	四、三、三、三三	四、一、三
鐵道運賃收入	四、三、三、三三	四、三、三、三三	四、三、三、三三	四、三、三、三三	四、三、三、三三	一、三、〇、〇
汽船總噸數	三、五、七、七三	三、五、七、七三	三、五、七、七三	三、五、七、七三	三、五、七、七三	一、三、〇、五
郵便電信電話收入	三、五、七、七三	三、五、七、七三	三、五、七、七三	三、五、七、七三	三、五、七、七三	一、三、〇、五
租稅收入	三、五、七、七三	三、五、七、七三	三、五、七、七三	三、五、七、七三	三、五、七、七三	一、三、〇、五

我國が最近十年間に於て著しき進歩を遂げたることは何人も疑はざるべし。

れど前掲の如き比較表を示して十七割十八割五十二割九十四割等に上る増加率を指摘するは國力増進の程度に就きて誤れる印象を與ふるの虞なしと云ふを得るや。前表に據れば郵便貯金高は五十二割の増加を示せり。されど其増加金額は僅かに一億六千萬圓即ち人口一人當り三圓内外に過ぎず。次に銀行預金高は十七割の増加を示せるが、此統計を郵便貯金の統計の次位に置くは誤解を招くの虞れなしとせず。郵便貯金の増加は人民の貯蓄の増加を意味するものなるも、銀行預金の増加は必ずしも然らず。如何となれば、銀行預金の増加には必ず貸付金の増加の伴ふものあればなり。勿論銀行預金並に貸付金の増加は銀行業の發達を示すものなりと同時に企業並に商取引の膨脹を暗示するものなれども、此増加は人民の貯蓄の増進を意味せるには非ず。又電氣の増加は九十四割を示せるも、電氣事業の未だ振はざりし明治三十六年の統計を標準とすればこそ斯かる増加率を生ずるなれ。斯くの如き統計の比較法は十年前に我國に於て僅かに數臺を數ふるに過ぎざりし自動車の統計を標準として今日に於ても尙ほ未だ千臺に満たざる自動車の増加率をば數百割として計上するに類す。

惟ふに前表は國力増進の程度を聊か誇大的に表示する爲めに特に作製したるものなるが如し。如何となれば、前表に掲げられざる我國の重要産物中にて其増加が前表に示されたるが如き高率に達せざるもの少からず。其數例を擧ぐれば左の如し。

産物	十年前		最近		増加率
	額	年	額	年	
米産	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	〇・七
麥産	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	二・七
製茶産	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	三・〇
牛現	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	一・八
馬現	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	〇
燐寸製造	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	六・三
漁獲物	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	七・二

加之、産物の中には増加せずして却て減産せしもの數種あり。其の一例は左の如し。

産物	十年前	最近
權詰製造高	三十八年	三十八年

我國力が軌近大に増進せしは勿論大藏大臣の言の如し。されど、大臣は之を指摘するに熱中して聊か統計を濫用せられたる所あるが如し。

### 三 外國貿易の逆潮

次に大藏大臣は外債の償却利子政府の海外支拂金並に外國人の内地放資純益等の爲め我國より海外に流出する正貨は一箇年一億四千四百萬圓に上れるも、本邦船舶運賃海外移民送金等の爲め受入れらるゝ正貨と内地朝鮮臺灣に於て産出せらるゝ金を合して一箇年一億三千五百萬圓に達するを以て、我貿易にして若し毎年一千萬圓の輸出増加あらば債務國たる我國の對外決濟を行ふことを得べきものなるにも拘らず、輸入は比年輸出に超過せるの結果、海外より大に正貨を吸収するの必要ある我國が却つて貿易の逆潮の爲めに巨額の正貨を失ひつゝ、あるの現状なれば、産業を奨励して以て輸入を減退せしむると同時に輸出を増進せしむるの要ありと論じたり。

産業を奨励して農産物、肥料、製造原料等の輸入を減退せしめ、又生絲、羽二重、茶、綿絲、綿布等の輸出を増進せしむるに就きては何人も異論あらざるべし。而かも大藏大臣が輸入超過を憂慮せるは素朴的重商主義論に囚はれたるが故に非ざるや。現

今に於ける巨額の輸入超過は云ふ迄もなく政府並に民間の外資輸入に依りて誘致せられたるなり。されば、若し外資輸入を中止せば、今日の巨額の超過は變じて少額の輸出超過となるべし。如何となれば、外債利子として海外に於て支拂はるべき正貨は七八千萬圓に達するを以てなり。

當今加奈陀は輸入超過國にして、印度は前世紀の初葉より輸出超過國ならずや。而かも誰か生産的事業に投入するの目的を以て英國より資本を輸入しつゝある加奈陀を非難し、流入金銀を死藏しつゝある印度を羨望せんや。要するに輸入超過其物は決して憂ふるに足らず。吾人の講究す可きは是に非ずして外資輸入の當否如何の問題なりとす。大藏大臣が此問題に論及せられざりしは吾人の遺憾とせざるを得ざる所なり。

惟ふに巨額の外資輸入は資本の浪費を誘致するの虞あるを以て、輕々しく之を實行す可からざるは勿論、外資輸入を全廢して我國國民經濟をして獨立獨歩的に發展せしむるは最も健實なる政策なりと云はざる可からざるも、大藏大臣の切望せる急速なる産業の發達は之を斷念せざるを得ず。又聞くが如くんば政府は民間の

外資輸入を歓迎す可しと。若し果して然らば、政府が外資輸入を中止するの意義頗る曖昧となる可し。如何となれば、民間の實業家が政府に代りて外資輸入を行はば、外國貿易の逆潮は依然して繼續す可し。若し貨物の輸入超過を意とせざるならば、民間の企業家よりも低利の借入を爲すことを得る政府自身が外資を輸入するを以て得策とせずや。

#### 四 物價騰貴の原因

終りに大藏大臣は我國に於ける物價騰貴の原因を以て左の三個の事情に在りと論じたり。

- 一、負擔の過重
- 二、外資の急激輸入
- 三、通貨の膨脹

此三個の事情をば我國に於ける物價騰貴の原因と看做すは必ずしも謬見に非ざるも、此三原因を同一程度のものとして斯くの如く列擧するは玉石混淆的の議論なりと云はざるべからず。

抑も物價騰貴の原因を説明する方法に二あり。一は形式論にして、一は實質論なりとす。古來物價騰貴を説明するに當りて一派の人は所謂貨幣數量説を論據として其原因を究め、又一派の人は貨幣數量説に依らずして其原因を尋ねんとせる結果、屢々學者間に激烈なる論争を惹起せしが、吾人の觀る所を以てすれば貨幣の數量に重きを置く<sup>を</sup>と置かざるとの間に多少の逕庭なきに非ざるも、根本の原理に於て兩派の議論は略ぼ一致せるものなり。唯、此兩者の氷炭相容れざるが如く見ゆるは前者が形式論を固守するに反し、後者が實質論に割據せるが爲なりとす。

然らば、物價騰貴の形式論又其實質論とは何ぞや。吾人が茲に物價騰貴の形式論と名くるものは、物價平準が貨幣の數量、貨幣の循環速度、當座預金、當座預金の循環速度並に貨物取引高の五條件に依りて定まるべきものにして、其中第一より第四迄が増加し第五に何等の變動なければ、物價平準は騰貴す可く、又第一より第四迄が減少せば、物價平準は下落す可く、又之に反して、第一より第四迄に何等の變更なくして、第五のみ増加せば、物價平準は下落す可く、又之にして減退せば、物價平準は

騰貴す可しと主張するものなり。

次に物價騰貴の實質論と名くものは貨物の需用供給の關係を根據として物價騰貴を説明せんと爲すものなり。余は從來物價の騰貴を説明するに當りて形式論を用ひたるも今大藏大臣の物價論を批評せんと爲すに際して形式論と實質論とが兩論の主張者自身の信せるが如く兩者の間に根本的の相違あるものに非ざることを證せんが爲めに、故らに實質論を用ひんと欲す。

實質論の立場より物價騰貴を討究するに當りて一時的現象と永久的現象とを區別する要あるものなるが、大藏大臣は一時的現象のみに就きて云々せるが如くなるを以て、吾人も以下此現象に就きて研究すると同時に同大臣の持説を批評す可し。されど、物價變動の一時的現象と永久的現象とは大に趣きを異にする所あるを以て、下文に於て開陳する愚説に對して批評を試みらるゝ讀者は永久的現象の見地を取らずして一時的現象を論據とせられんことを乞ふ。

抑も物價平準は貨物に對する總需用が總供給に比して増加せば騰貴す可し。されど貨物の總需用が増加するには必ず其前提として需用者の購買心又は購買力

或は又此兩者が増進することを要す。而して需用者の購買力は購買心よりも大なる物價騰貴の原因なりと謂はざる可らず。如何となれば、個人の大多數は常に消費しつゝある貨物よりも尙ほ多くの貨物を消費せんと欲すれど、購買力に缺乏せる所あるに因り忍耐しつゝあるものなれば、彼等の購買心は既に備はれり。されば、一朝其購買力にして増加せんが、直ちに需用の増加として顯はる可し。

而して貨物需用者の購買力が増加する前提として國內の流通貨幣又は當座預金又は兩者の總額の増加することを要す。論者或は人民の購買力は收入の増加に依りて増進するものなりと言ふやも計り難けれども、單に數字上に於て國民の收入が増加するとも流通貨幣又は預金の増加するに非ざれば、其購買力は増加せざる可し。

次に流通貨幣並に當座預金増加の前提としては紙幣の濫發。正貨準備を有する増發に非ず。外資輸入に依る正貨の流入、外資輸入に依らざる正貨の流入並に金の増産等を擧ぐるを得可し。當座預金の増加は正貨が増加せる結果として銀行の準備金が増加せる際に誘致せらるゝものと實業界に於ける信認の増進の爲めに準

備金對貸付金の割合が増加せるに依りて生ずるものと之を區別するを得れど、後者は徐々に發達するものなれば、一時的の現象を論ずるに際しては單に正貨の増加額の一部が銀行の支拂準備として用ひらるゝときに於ける當座預金の膨脹のみを擧ぐるを可とすべし。

前記通貨並に當座預金膨脹の四原因中、我國に於ては目下紙幣の濫發なるものなく、累年の金の増産は論ずるに足らざる少額にして、外資輸入に依らざる正貨の流入なるものなきを以て、我國に於ける通貨並に當座預金膨脹の唯一の原因、少くとも最大原因としては外資輸入に依る正貨の流入を擧ぐ可きなり。

翻つて供給の側を観るに、貨物の需用に變動なくして、其供給のみ増加せば、物價平準下落す可く、若し又供給減退せば、物價平準は騰貴す可し。されど、假令僅少の特殊貨物は時に減産することあるも、貨物全部の供給は孰れの國に於ても漸次増進するを常規となすものにして、現今我國に於ける各貨物の供給が急激ならずと雖も、多少毎年増加しつゝあるは疑ふの餘地なき所なるを以て、物價騰貴の原因は貨物側に之を求むることを得ざる也。

以上略論せる所を以て之を観るに、輒近に於ける我國の物價騰貴の近因は貨物需用の増加に之を求む可く、而して需用の増加は國民の購買力の増進に依りて誘致せられたるものにして、購買方の増進は更に通貨並に當座預金の膨脹に其因を發し、通貨並に當座預金の膨脹の主因は外資輸入なりと云はざるべからず。されば、物價騰貴の原因として通貨の膨脹を擧ぐるは決して誤れるに非ず、又外資輸入を指摘するも當を得たるの説なりと謂つ可し。然りと雖も、通貨の膨脹並に外資輸入をば二個の獨立せる物價騰貴の原因として併擧するは誤解を招くの虞ありと云ふ可し。

次に物價騰貴の一原因として大藏大臣の擧げたる負擔の過重は如何。大藏大臣の所謂負擔の過重が租税の過重を意味するは疑ふの餘地なき所なるが、各種の租税は必ずしも悉く物價に大なる影響を及ぼすものに非ず。諸種の租税の中には租税の目的物たる貨物の生産額を減退せしむるの傾向を有するものと、貨物の生産額に左したる影響を與へざるものとあり。酒税、醬油税、織物税等の消費税は前者に屬す。又海關税は消費税と類似せる影響を物價に及ぼすものなり。如何となれば、關

税は貨物の輸入を阻害するの傾向を有するを以て也。此種の課税は貨物の供給を減退せしめ或は其供給の増加を阻止するの結果、物價を騰貴せしむるの傾向を有す。

之に反して地租、所得税、相續税、營業税等は必ずしも物價騰貴の原因たるものにあらず。如何となれば、此種の租税は直接貨物の生産額に大影響を及ぼさざるを以て也。

要するに、租税の増徴は原則として物價を騰貴せしむるものに非ず。如何となれば、一億圓の租税の増徴は一億圓の貨物需用の増加を意味するが如く見ゆるならんも、實は單に一億圓に相當する購買力を人民の所有より政府の所有に移したるに過ぎざるを以て也。換言すれば、租税の増徴に依りて政府は一億圓の購買力を收めたるも、人民は一億圓の購買力を失ひたるを以て、差引國內に於ける貨物の需用は以前と同様なる可し。されど、前記の如く一部の租税は其目的物たる貨物の生産を阻害し従つて其供給に累を及ぼすの結果、其貨物の價格を騰貴せしめ、延ひて物價平準をして上騰せしむるに至る可し。然りと雖も、物價騰貴の原因をば貨物の供給の側に之を求むるとせば、必ず其供給が減退せるの事實を擧げざる可からず。我國に於ては日露戰爭中並に戰後に於て數次の増税を行ひしが、其目的物たる貨物の供給は概して増税後に於て却つて増加せり。故に其等の貨物が増税後に於て騰貴せるの事實あるにも拘はらず、吾人は其騰貴を増税の罪に嫁せしむることを得ず。勿論増税を行はざりしならば、其等の貨物の價格は幾分か現價よりも低かりしならんも、今日迄の騰貴の原因は之を他に求めざる可からず。されば、増税は物價騰貴の消極的原因と云ふことを得可けんも、積極的原因なりと云ふことを得ず。此積極的原因は曩に論じたる需用の増進即ち是れなりとす。

論者或は地租を以て直接農産物の生産に影響を及ぼすものなりと主張せらるるならん。地租の率にして若し過重ならば、此結果を生ず可し。されど、我國の地租は農産物の産額を絶對的に減退せしむる程に過重ならず。加之、假令農業の發達が多少阻害せられたるにせよ、農産物も地租増徴後却つて多少増加せり。營業税並に實業家の支配所得税の増徴も亦産業の發達を阻害せしは疑ふ餘地を存せずと雖も、此兩税も亦絶對的に貨物の供給を減退せしめし形跡なきが如し。

由是觀之、物價騰貴の原因として大藏大臣が擧げたる三原因即ち通貨の膨脹外資の輸入並に租税の増徴中通貨の膨脹と外資輸入は同格の性質を有するものに非ずして、單に同一原因の異なる作用階梯を代表せるに過ぎず。次に租税の増徴を物價騰貴の一原因と數ふことを得るは其租税の増徴に依りて目的貨物の生産が絶對的に減少せしときに限れり。されど大藏大臣が之を以て物價騰貴の一原因と看做せしは蓋し此關係を論據とせるが爲めに非ずして、貨物の價格は生産費に依りて定まるものなりとの所謂生産費説に囚はれたるが故なるべし。(完)

雜 錄

加奈陀工業紛議調査法の實績

堀江 歸一

加奈陀殖民地が千九百七年工業紛議調査法 (Industrial Disputes Investigation Act) を制定し労働紛議の解決に資して以來既に數年を経過したり。英國政府は曩に商務院所屬工業紛議調査委員サー、デヨーデ、アスクウィスを加奈陀に派遣して、親しく右法律の運用を調査せしめたるが、アスクウィス氏は今回報告を商務院長バツクストン氏に呈すると共に、之を世間に發表したり。Report to the Board of Trade on the

Industrial Disputes Investigation Act of Canada, 1907. cd. 6603. 是れなり。本報告に掲げられたる議論並に敘事は同盟罷業問題の研究に資する所少なからざるを以て、左に其要領を譯出す。千九百七年の工業紛議調査法制定以前に、工業紛議に關して、加奈陀に行はれたる法制として擧ぐ可きものは、即ち千九百年の和解法にして、此法律は千八百九十六年英國に於て制定せられたる和解法に従ひ、任意和解の主義を以て一貫し、唯労働事務局の組織に就て規定したる點を以て、英國と異なる所とするのみ。次いで千九百二年労働事務局組織せられ、サー、ウィリヤム、マロツク其長官と爲り、マツケンデー、ギング氏次長として、事務を開始するや、同年加奈陀太平洋鐵道に起れる紛議に顧みて、専ら鐵道會社と鐵道現業員との間に存する労働状態に就て調査攻究の歩を進め、其結果として、千九百三年鐵道労働紛議法の制定を告げたり。此